

令和3年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）

令和3年9月3日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・出張報告	
【 報告第8号～第10号上程、報告 】	1
日程第3 報告第8号 令和2年度葛巻町の健全化判断比率について	
日程第4 報告第9号 令和2年度葛巻町の資金不足比率について	
日程第5 報告第10号 手数料条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告につい て	
【 議案第22号～第31号・認定第3号～第6号・同意第11号上程、説明 】	4
日程第6 議案第22号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	
日程第7 議案第23号 令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第8 議案第24号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を 廃止する条例	
日程第9 議案第25号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固 定資産税の課税免除に関する条例	

- 日程第10 議案第26号 高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第27号 特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第28号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第29号 葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第15 議案第31号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第16 認定第3号 令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 同意第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

令和3年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）						
告示年月日	令和3年8月26日（木）					
再開年月日	令和3年9月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年9月3日（金） 開議10時00分 散会11時39分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	2番	遠藤 裕樹		6番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員	馬淵 文雄	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
	住民会計課長	坂待 典子		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和3年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (高宮一明君)

ご着席ください。以上で町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和3年葛巻町議会9月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から9月10日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、遠藤裕樹君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、出張報告をします。7月13日、岩手県町村議会議長会政務調査会出席のため、盛岡市に出張しました。7月21日、岩手地区議会議長会第68回議員大会出席のため、岩手町に出張しました。8月5日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会役員会出席のため、久慈市及び九戸村に出張しました。8月23日、岩

手地区議会議長会県内実行運動の出席のため、盛岡市に出張しました。これで出張報告を終わります。なお、令和3年葛巻町議会7月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第8号、令和2年度葛巻町の健全化判断比率についてから日程第5、報告第10号、手数料条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についての3件を一括議題とします。

順次説明を求めます。総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お疲れさまでございます。それでは、報告第8号からご説明を申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第8号、令和2年度葛巻町の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、健全化判断比率のご報告を申し上げます。

表の左側、実質赤字比率でございますが、一般会計に係るものでございまして、2年度会計も黒字決算でありますことから、赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、こちらも比率なしでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、8.4%でございます。前年度の7.6%から0.8ポイントほど上昇してございますが、これは過去に発行した地方債の元利償還金の増加や公営企業が起こした地方債償還に充てられる繰出金などの純元利償還金が増加したことなどが主な要因となっております。

次に、将来負担比率ですが、主に新庁舎建設事業によります地方債現在高の増加に伴い、将来負担額が増加したことによりまして、5.5%皆増となりまして、平成30年度以来2年ぶりに比率が生じたものでございます。

次に、議案集の2ページをお願いいたします。報告第9号についてご説明を申し上げます。令和2年度葛巻町の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。

この比率は、公営企業等に係るものでございまして、農業集落排水事業特別会計が該当いたします。比率につきましては、黒字決算であることから、資金不足比率は、なしでございます。

以上、報告2件の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れさまでございます。議案集をお願いいたします。それでは、報告第10号についてご説明申し上げます。

議案集の3ページをお願いいたします。報告第10号、手数料条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。手数料条例等の一部を改正する条例制定について、地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定によりまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

4ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和3年8月25日付での専決処分でございます。

5ページをお願いいたします。葛巻町条例第9号でございますが、手数料条例等の一部を改正する条例でございます。以下7ページまで本文全3条から成る条例案でございます。

第1条でございますが、手数料条例の別表、法令に基づく事務に係る手数料から個人番号カードの再発行に係る手数料を削除するものでございます。

6ページをお願いいたします。次に、第2条、個人情報保護条例、第3条、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、法の改正に伴いまして、規定文の追加及び条項ずれの修正を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、報告1件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第8号、令和2年度葛巻町の健全化判断比率について、質疑があれば、これを許します。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第8号、令和2年度葛巻町の健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第9号、令和2年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第9号、令和2年度葛巻町の資金不足比率についてを終わります。

次に、報告第10号、手数料条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第10号、手数料条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第22号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)から日程第20、同意第11号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの15議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。町長。

町長(鈴木重男君)

初めに、人事案件でございます。議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名、藤岡徹。

続きまして、議案第31号であります。次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

氏名、荒谷光子。

それぞれの任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの3年間とするものであります。

続きまして、同意第11号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて。次の者を固定資産評価審査委員会の委員に任命することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、漆眞下孝幸。

任期につきましては、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間とするものであります。

なお、それぞれの委員の経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しをいただきたくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

議案集の8ページをお願いいたします。議案第24号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例でございます。

条例廃止の趣旨でございますが、東日本大震災復興特別区域法による地方税の課税免除等に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、岩手県内陸市町村においては廃止する旨の通達があったこと等に伴いまして、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止し、附則で経過措置を規定しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2項及び第3項の規定につきましては令和3年4月1日に遡り適用するものでございます。

続きまして、議案集の10ページ及び議案資料の3ページによりご説明いたしますので、双方ご確認をお願いいたします。議案第25号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例でございます。

制定の趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴いまして、固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定しようとするものでございます。

制定の背景でございますが、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末に期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。詳細につきましては、新旧過疎法の対照表を議案資料に掲載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日に遡り適用しようとするものでございます。

また、経過措置でございますが、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止後におきましても、同条例の廃止前に取得した設備に対する固定資産税の免除につきましては、新たな条例制定後

もなお従前の例によるもの、また新条例の執行する日を規定するとともに、執行に伴う経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案集の 12 ページ及び議案資料の 4 ページによりご説明いたしますので、双方ご確認いただきますようお願いいたします。議案第 26 号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称でございますが、高齢者福祉施設整備工事。工事場所は、葛巻町葛巻第 17 地割 44 番地 9。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は 4 億 3,890 万円でございます。契約の相手方は二戸市福岡の株式会社丹野組でございます。

事業の概要でございますが、延べ床面積 1,187.86 平米の鉄筋コンクリート造二階建て 1 棟の建築工事でございます。

工事の期限につきましては、令和 4 年 3 月 31 日とするものでございますが、令和 4 年度に繰越しをさせていただきまして、令和 4 年 8 月の完成を見込むものでございます。

続きまして、議案集の 13 ページをお願いいたします。こちらにつきましても議案資料の 4 ページと双方ご確認いただきますようお願いいたします。議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称でございますが、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事。工事場所は、葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は 1 億 6,115 万円でございます。契約の相手方は盛岡市永井の大伸工業株式会社でございます。

事業の概要でございますが、延べ床面積 355.76 平米の鉄骨造平家建て 1 棟の建築工事でございます。工事の期限でございますが、令和 4 年 2 月 28 日とするものでございます。

続きまして、議案集の 14 ページをお願いいたします。こちらにつきましても議案資料の 5 ページと双方をご確認いただきますようお願いいたします。議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、学校情報機器の購入。取得する財産でございますけれども、タブレット型パソコン並びにソフトウェアのほか、プロジェクターなどを取得するものでございまして、仕様及び数量

の詳細につきましては、資料のほうをお目通しいただきますようお願いをいたします。契約金額は1,716万円でございます、契約の相手方は盛岡市下飯岡の日東通信株式会社岩手支店でございます。

納入期限につきましては、令和3年12月28日とするものでございます。

続きまして、議案集の15ページをお願いいたします。議案第29号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の6ページをお願いいたします。特別措置法の概要についてご説明いたします。

趣旨でございますが、旧過疎法となります過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末にて期限を迎えたことによりまして、過疎地域の持続的発展という新たな理念に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたものでございます。

この法でございますが、著しい人口減少により地域社会の活力が低下し、地域間の環境などを比較したとき低位にある地域に対して特別な措置を講ずることにより、その地域の人材確保及び育成、雇用機会の拡充あるいは福祉の向上などにつきまして格差の是正を行い、美しく風格ある国土を形成していくことを目的としているものでございます。

7ページをお願いいたします。計画の概要をご説明させていただきます。

計画の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画とするものでございます。

参考までに、新過疎法の期間といたしましては、令和13年3月31日までの10年間の時限法の措置が取られているものでございます。

持続的発展の基本方針でございますが、町の最重要課題でございます人口減少対策について、葛巻町まち・ひと・しごとの創生総合戦略に掲げております2040年に4,000人台の人口確保を目標に掲げ、地域の魅力を発信しながら人口増を目指した取組を前進させる計画とするものでございます。

8ページをお願いいたします。基本目標でございますが、「ひと」、「まち」、「しごと」、3本の柱、それぞれの基本目標について、年次ごとに堅実に伸ばしていける目標設定を掲げ、着実に取組を達成していこうというものでございます。「ひと」につきましては年間出生数を22人から27人へ増とし、「まち」につきましては人口社会動態をマイナス44人からマイナス34人へ、「しごと」につきましては町民1人当たりの分配所得を225万3,000円から261万3,000円への増とするなど、町の魅力やよさを再認識し、住み続けたいと思う住民の気持ち、その町の魅力を発信するとともに、住んでみたいと思っただけの施策を展開し、魅力多い町づくりに努めていこうとするものでございます。

8ページから12ページに掲げておりますそれぞれの施策につきまして、概要をご説明いたします。1、定住、人材確保を目指す移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、2、農林商工の進展を目指す産業の振興、3、デジタル化に対応する地域における情報化の推進、4、交通網の充実を図る交通施設の整備と交通手段の確保、5、快適な居住空間の確保を目指す生活環境の整備、6、子供からお年寄りまで生き生きと暮らせる環境を目指す子育て環境の確保と高齢者等の保健、そして福祉の向上の増進、7、住民の健康維持を目指す医療の確保、8、心豊かな人づくりを目指す教育の振興、9、特色ある地域づくりを目指す集落の整備、10、歴史ある文化の継承を目指す地域文化の振興、11、脱炭素化を目指す再生可能エネルギーの利用促進、以上11の項目に対し、令和7年度までの5年間に於いて約109億円の事業費を投じ、堅実な目標設定の下に事業推進を図ろうとするものでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、持続的発展計画書及び参考資料に目標設定や事業概要を掲載しておりますので、お目通しいただき、ご確認くださいますようお願いを申し上げます。

以上によりまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

それでは、一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。一般会計補正予算書と議案資料をお願いいたします。議案第22号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、歳出では財政調整基金等積立金、庁舎等建設事業費、二酸化炭素排出抑制対策事業費、道路改良事業費などを増額し、歳入では地方交付税、国庫支出金及び公共施設等整備基金繰入金を増額し、町債、道路整備事業債及び臨時財政対策債の減額が主な内容でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に3億5,117万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ80億7,533万4,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正。今回の補正は、変更3件でございます。中山間地域総合整備事業の限度額を2,420万円に増額、道路整備事業の限度額を1億4,510万円に減額、臨時財政

対策債の限度額を1億2,351万1,000円に減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。事項別明細書、歳出の主な内容でございますが、2款総務費、1項7目環境エネルギー推進費の二酸化炭素排出抑制対策事業費1,011万4,000円でございますが、昨年政府が2050年カーボンニュートラル宣言をしたことを受けまして、市町村が定める地球温暖化対策実行計画に脱炭素化の目標を盛り込むことなどが追加されましたことから、2050年を見据えた地域再生可能エネルギー導入計画を策定するための諸経費を計上するものでございます。

同じく10目基金管理費、24節積立金2億5,000万円ですが、町債減債基金への積立てでございます。

同じく11目庁舎建設費、12節委託料1,500万円ですが、新庁舎建設事業消防分署棟設計業務、感染症対策分として計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。4款衛生費、1款2目予防費、13ページの中ほどになりますが、4、職員給与費700万円でございますが、新型コロナウイルスワクチン集団接種従事に係る職員の時間外勤務手当を計上するものでございます。

同じページ下段の6款農林水産業費、1項5目畜産業費、草地畜産基盤整備事業費として826万9,000円を計上するものでございます。

14ページをお願いいたします。同じく10目中山間地域総合整備事業費・江刈地区でございますが、県営事業負担金として726万1,000円を計上するものでございます。

8款土木費、2項3目道路新設改良費・茶屋場田子線に1,000万円、葛巻浦子内線に1,000万円を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。10款教育費、2項1目学校管理費、こちらは五日市小学校遊具撤去工事並びに職員トイレの改修工事費として、220万円を計上するものでございます。

次に、歳入でございますが、ページ戻りまして8ページをお願いいたします。8ページ、上から2段目、10款地方交付税、1項1目1節の普通交付税3億894万6,000円の増額補正でございます。今年度の普通交付税の額が確定したことに伴いまして、実績による計上でございます。なお、総額では、令和2年度より1,150万3,000円、0.4%減の31億2,894万6,000円となるものでございます。

14款国庫支出金、2項3目1節衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金788万円、国10分の10の補助率であります。歳出で申し上げましたワクチン集団接種従事に係ります時間外勤務手当及び電算処理委託料に充当するものでございます。

同じく4目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の配分増額によりまして、1,898万7,000円を計上するものでございます。

15 款県支出金、2 項 4 目農林水産業費県補助金、農産漁村地域整備交付金 699 万 7,000 円、総事業費総額に対しまして、国 100 分の 55 の補助率となるものでございます。

同じく 5 目土木費県補助金、市町村道整備補助金 588 万 6,000 円、県 32.4%の補助率となるものでございます。

9 ページをお願いいたします。18 款繰入金、1 項 3 目公共施設等整備基金繰入金 1,500 万円ですが、歳出の庁舎等建設事業費に充当するものでございます。

20 款諸収入、4 項 5 目雑入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を 1,000 万円計上するものでございます。

21 款町債、1 項 5 目農林水産業債、1 節中山間地域総合整備事業債、江刈地区農業施設整備事業 730 万円を計上するものでございます。

同じく 7 目土木債、1 節道路整備事業債ですが、社会資本整備総合交付金及び市町村道整備補助金が増額となったことから、町債について総額で 1,400 万円を減額するものでございます。

同じく 9 目臨時財政対策債は、今年度の発行可能額が決定したことに伴いまして、2,148 万 9,000 円の減額補正でございます。

議案第 22 号は以上でございます。

次に、議案第 23 号をお願いいたします。議案第 23 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に 645 万 3,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 2 億 2,775 万 9,000 円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。2 款施設管理費、1 項 1 目農業集落排水施設管理費、施設等修繕料としまして、100 万円を計上するものでございます。

同じく 2 目町整備型浄化槽管理費、施設等修繕料といたしまして、100 万円を計上するものでございます。

5 款予備費、1 項 1 目予備費として、445 万 3,000 円を計上するものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、7 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度純繰越金といたしまして、645 万 3,000 円を計上するものでございます。

議案第 23 号は以上でございます。

次に、一般会計の決算書並びに主要な施策の成果に関する説明書をご準備をお願いいたします。それでは、認定第 3 号、令和 2 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。主要な施策の成果に関する説明書をお願いいたします。主にこの資料によりまして概要を説明させていただきます。また、金

額等につきましては、100万円未満切捨てで申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、総括的な事項でございますが、8ページと9ページをお願いいたします。令和2年度決算の総括表でございます。上の段の表でございますが、一般会計と3つの特別会計を合わせました合計(1)の欄、予算額126億2,800万円に対しまして、決算額は、歳入が、収入済額、(A)の欄でございますが、108億5,900万円、歳出が、9ページの支出済額、(B)の欄でございますが、100億1,200万円となっております。右側の(D)の欄でございますが、歳入歳出差引額が8億4,700万円、これから翌年度へ繰り越すべき財源、(E)欄でございます。今回は一般会計のみでございますが、2億1,700万円を差し引いた実質収支額、右端の欄ですが、6億2,900万円の黒字決算となったものでございます。

これに中段の企業会計分を加えた町全体の全会計の収支であります。一番下の表でございます。総計(1)プラス(2)の欄、総額138億8,400万円の予算に対しまして、収入済額が120億5,700万円、支出済額が112億6,600万円でございます。矢印の下の実質収支額と企業会計の当年度純利益を合算した全会計を通じての2年度の収支は、5億7,300万円の黒字でございます。右端のところの実質収支額と企業会計の年度末未処理剰余金を合わせた累計での収支も2億7,200万円の黒字となっているものでございます。

戻りまして、6ページをお願いいたします。令和2年度決算の概要でございますが、主に特徴的な項目につきましてご説明を申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入総額の96億6,800万円に対しまして、歳出総額は88億7,400万円で、形式収支は7億9,400万円となりまして、翌年度に繰り越すべき財源2億1,700万円を控除した実質収支額は5億7,700万円の黒字となっております。

歳入は、前年度に比べ26億6,500万円の増となっております。増加区分の①、地方債は12億6,900万円の増となっております。主な要因は新庁舎建設事業に係る借入れの増によるものでございます。

②、国庫支出金は9億8,300万円の増となっております。主な要因は新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金事業費、コロナ対策の地方創生臨時交付金の増によるものでございます。

③、繰入金は2億800万円の増となっております。主な要因は財政調整基金繰入金、町債減債基金繰入金の増によるものでございます。

次に、減少区分の①、都道府県支出金は2,500万円の減となっております。主な要因は市町村道整備補助金の減によるものでございます。

②、地方税は1,200万円の減となっております。主な要因は個人住民税、法人住民税の減によるものでございます。

歳出は、前年度に比べ26億6,500万円の増となっております。目的別歳出で最も増加したのは総務費で、主に新庁舎建設事業費が14億6,000万円の増、基金積立金が5億1,900万円の増、特別定額給付金事業が5億9,500万円の増などとなっております。次に増加額が大きいのは農林水産業費で、主に酪農ヘルパー住宅整備事業が3,600万円の増、森林環境譲与税基金積立金が1,700万円の増、草地畜産基盤整備事業費補助金が1,600万円の増などとなっております。商工費は、新型コロナウイルス感染症に係るプレミアム付商品券事業や経営継続支援事業による増が主な要因となっております。

次に、最も減少したのは教育費で、スポーツ施設改修事業や校舎等修繕事業、山村留学生寄宿舎整備事業、学校冷房設備整備事業等の工事完了に伴う減となっております。

7ページをお願いいたします。7ページ中ほどになりますが、特別会計全体の実質収支は、国民健康保険事業勘定特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、全会計で黒字となっております。実質収支の総額は5,200万円となったものでございます。

ページ飛びまして22ページをお願いいたします。基金現在高の推移でございます。全部で13あります積立基金の年度末残高の総額が57億9,400万円で、自主財源の乏しい本町の財政事情にありましては、健全財政を確保するために極めて重要な機能を有しているものでございます。

30ページをお願いいたします。下段のグラフでございますが、地方交付税の推移でございます。前年度比較で、普通交付税が2億300万円の増、特別交付税が200万円の増となりまして、全体の総額では2億500万円の増となったところでございます。

36ページをお願いいたします。町税の徴収率でございますが、徴収は現年課税分の着実な収納に重点を置いて鋭意取り組んでいるところでございますが、普通税現年課税分の徴収率が前年度比で1.1ポイント上がっております。

38ページでございますが、国保税も現年分で前年度比1.1ポイント上がっている状況となっております。

次に、主な事業の概要でございます。新規事業を中心にご説明を申し上げたいと存じます。所管課ごとに整理してございますので、予算科目が前後いたしますが、ご了承をお願いいたします。

まず、62ページをお願いいたします。62ページ、特定施策推進事業費ですが、テレワーク先進地・くずまき構築プロジェクトといたしまして、町におけるテレワークの現状と課題の整理、目指すべき町の姿の検討を実施したものでございます。

次の庁舎等建設事業費ですが、新庁舎建設工事に係る実施設計業務、本体工事1期分及び関連業務を発注してございます。

65 ページをお願いいたします。下から 2 番目の表、特別定額給付金事業経費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による家計への経済的な影響及び精神的な負担軽減のために、早期に定額給付金を交付したものでございます。

70 ページをお願いいたします。70 ページ、経営継続支援事業費、次のプレミアム付商品券事業費ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして大きな影響が生じている町内商工業者の事業継続を支援し、停滞している地域経済の回復と活性化を図ったものでございます。

次の観光事業経費でございますが、町の新しい特産品といたしまして、くずまき鍋の開発及び提供を開始し、地域の話題性、活性化に寄与し、くずまきファンの獲得を図ったものでございます。

73 ページをお願いいたします。上の表、ふるさと納税の状況でございます。前年度比で件数で 162 件、寄附額で 593 万円の増でございます。2 年度の件数が 533 件、寄附額 1,614 万 5,000 円の実績となったところでございます。

同じく下から 2 番目の表でございます。地域おこし協力隊管理経費でございますが、くずまき山村留学生寄宿舎ハウスマスター 2 名、くずまき食のマイスター 1 名を採用したものでございます。

96 ページをお願いいたします。上から 2 番目の表、畜産振興事業管理経費でございますが、江刈酪農ヘルパー住宅 1 棟を整備したものでございます。

98 ページをお願いいたします。98 ページ、草地畜産基盤整備事業費、その下の新くずまき型畜産体制推進事業費並びに畜産競争力強化整備事業費ですが、新葛巻型酪農構想の実現に向けまして、草地造成をはじめ畜舎の整備等、個別経営体の規模拡大を支援するとともに、推進組織であります畜産クラスター協議会の運営を支援したところでございます。

99 ページをお願いいたします。公有林整備事業費並びに森林保全特別対策事業費でございますが、町有林の整備、適正管理を進めるとともに、民有林につきましても、人工林伐採後の再造林を推奨し、また間伐材搬出に対して助成を行うなど、林家の経営安定と健全な森づくりを推進しているところでございます。

104 ページをお願いいたします。道路改良事業費でございます。町道茶屋場田子線のほか 3 路線につきまして、繰越分含めまして、総事業費 3 億 4,600 万円で、路盤工、歩道設置詳細設計、橋梁上部工、用地測量業務などを進めたところでございます。

106 ページをお願いいたします。上から 2 番目の表でございます。農業集落排水事業管理経費でございますが、2 年度は町内 19 世帯に対しまして、宅内配管に係る水洗化工事の一部、総額で 756 万円を助成しまして、水洗化を推進したものでございます。

110 ページをお願いいたします。110 ページ、下から 2 番目の表でございますが、学校情報通信技術環境

管理経費でございますが、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒に対して1人1台の学習支援用端末を整備したものでございます。

112 ページをお願いいたします。児童福祉事業管理経費でございますが、新たに幼児教育アドバイザーを設置しまして、効率的な保育園運営と保育士の資質、能力向上を図ったものでございます。

114 ページをお願いいたします。高等教育振興事業費でございますが、くずまき山村留学生の寄宿舎を管理運営し、山村留学生の生活の支援をしたものでございます。

次の開校4年目となります公営学習塾につきましては、全生徒数の約7割、90名が利用しまして、学力向上に取り組んでいるものでございます。

117 ページをお願いいたします。中段の保健体育総務管理経費でございますが、社会体育館の非常用自家発電設備改修工事並びに柔剣道場及びトレーニング室照明器具交換工事によりまして、利用者の安全性、利便性の向上を図ったものでございます。

資料のほうは以上でございまして、次に一般会計の決算書のご準備をお願いいたします。一般会計の2ページから5ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款町税から4ページの21款町債まで合わせまして、予算総額114億3,600万円に対し、調定額が97億600万円、収入済額が96億6,800万円でございます。

6ページから9ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款の議会費から8ページの14款予備費まで合わせまして、支出済額88億7,400万円でございます。この結果、欄外の歳入歳出差引残額は7億9,400万円でございます。

なお、翌年度繰越額の欄22億3,500万円でございますが、繰越明許費によりまして令和3年度に繰越した全21事業に係る予算額でございます。

最後のページになります。218 ページをお願いいたします。一般会計決算の実質収支に関する調書でございます。3の歳入歳出差引額が先ほどの7億9,489万4,000円、これに対しまして、翌年度へ繰り越すべき財源、こちらは一般財源ベースでございますが、合わせて2億1,754万6,000円でございます。歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額5億7,734万8,000円となったものでございます。

一般会計は以上でございます。

次に、特別会計をお願いいたします。最初に、認定第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

国保会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款の国民健康保険

税から9款の町債まで合わせまして、予算額9億400万円に対し、調定額9億4,900万円、収入済額が9億500万円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款の総務費から10款の予備費まで合わせまして、支出済額が8億6,300万円でございます。歳入歳出差引残額が4,200万円でございます。

最後の32ページをお願いいたします。国保会計の実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額が4,212万9,000円に対しまして、繰越事業はございませんので、実質収支額が歳入歳出差引額と同額の4,212万9,000円となるものでございます。

次に、集排会計をお願いいたします。認定第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款分担金及び負担金から9款町債まで合わせまして、予算額2億200万円に対し、調定額が2億200万円、収入済額が2億200万円でございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費から5款予備費まで合わせまして、支出済額が1億9,500万円、歳入歳出差引残額は640万円の決算額でございます。

最後の54ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額が645万4,000円ございまして、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんことから、実質収支額も同額の645万4,000円となるものでございます。

次に、後期高齢者医療会計をお願いいたします。認定第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料から6款国庫支出金まで合わせまして、予算額8,400万円に対し、調定額8,300万円、収入済額が8,300万円でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費から4款の予備費まで合わせまして、支出済額が7,900万円、歳入歳出差引残額は380万円の決算額でございます。

最後の72ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額が380万1,000円ございまして、実質収支額も同額の380万1,000円となるものでございます。

以上で提案理由並びに2年度決算の概要についての説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

ここで午前 11 時 15 分まで休憩します。

（休憩時刻 11 時 02 分）

（再開時刻 11 時 15 分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。馬淵監査委員。

代表監査委員（馬淵文雄君）

それでは、意見書を御覧になっていただきたいと思います。令和 2 年度葛巻町一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況審査意見書でございます。地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 2 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、決算書、附属書類及びその他関係諸帳簿等を審査しましたので、次のとおり意見を付します。

審査の対象ですが、2 年度一般会計歳入歳出決算及び 3 特別会計の歳入歳出決算及び各会計の歳入歳出決算事項別明細書等の附属書類並びに基金の運用状況調書でございます。

審査の期間は、令和 3 年 7 月 20 日から 8 月 20 日までであります。

審査の方法ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されているか確かめ、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また計数に誤りがなく関係諸帳簿及び証書類との照合を行い、例月出納検査結果も参考に審査しました。

審査の結果ですが、一般会計、特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、これらの計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した範囲では、いずれも誤りがなく認められました。

一般会計、特別会計歳入歳出予算の執行状況は、おおむね予定されたとおり適正に執行されているものと認められました。

基金の運用状況については、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがなく、適正に運用されている

ものと認められました。

財産に関する調書については、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがないものと認められました。

次に、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要を申し上げます。なお、決算の状況などの具体的な数値を各項目で表に掲載しておりますが、表の内容の説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

初めに、一般会計及び特別会計の決算状況は次の表のとおりで、全会計とも黒字決算になっております。

次に、一般会計の概要ですが、2年度一般会計歳入歳出決算は次のとおりで、歳入総額 96 億 6,898 万円、歳出総額 88 億 7,409 万円、差引き 7 億 9,489 万円となっております。歳入決算額は 96 億 6,898 万円で、予算額に対し、収納率 84.5%であり、収入調定額に対しては 99.6%の収納率となっております。歳出決算額は 88 億 7,409 万円で、執行率 77.6%です。また、翌年度繰越額が 22 億 3,556 万円で、不用額は 3 億 2,705 万円となっております。

次に、実質単年度収支の状況につきましては次の表のとおりであり、単年度収支及び実質単年度収支はそれぞれ黒字となっております。

次に、財政運営の状況につきましては次の表のとおりとなっております。前年度に比べて、自主財源比率が 5.6 ポイント下がっております。経常収支比率 0.1 ポイント、経常一般財源比率 0.5 ポイント、公債費比率が 0.2 ポイント、それぞれ改善しております。全般的には財政運営の健全性が維持されている状態にあります。

次に、一般会計の歳入決算額ですが、96 億 6,898 万円で、前年度と比較して 26 億 6,577 万円、38.1%の増となりました。

内訳は、次の表のとおりです。前年度と比較した歳入の増加の特徴は、町債 12 億 6,994 万円、234.1%、国庫支出金 9 億 8,325 万円、211.6%、繰入金は 2 億 882 万円、59.5%の増などであります。町債は、新庁舎建設事業の借入れ 12 億 9,050 万円、1,717.6%の増、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金事業費 5 億 9,643 万円、皆増でございますが、及びコロナ対策地方創生臨時交付金 3 億 814 万円、こちらも皆増でございます、の増となっております。

一方、前年度と比較した歳入の減少の特徴は、県支出金 2,587 万円、4.6%、町税が 1,293 万円、2.7%の減などであります。県支出金は、市町村道整備補助金 4,528 万円、49.7%の減によるものであり、町税は滞納繰越分を含む個人住民税が 502 万円、2.8%、同じく滞納繰越分を含む法人住民税が 432 万円、21.8%の減などによるものです。

地方交付税は、全体で 2 億 572 万円、6.2%の増となり、普通交付税が 2 億 342 万円、6.9%、特別交付

税が230万円、0.6%、それぞれ増となりました。

次に、町税の状況は次の表のとおりです。町税収入は、調定額5億281万円に対し、収入済額が4億6,559万円で、前年度と比較して、調定額で1,349万円、2.6%の減、収入済額で1,292万円、2.7%の減となりました。不納欠損額は29万円、78.6%の減となりました。町税全体の徴収率は92.6%で、前年度から0.1ポイント減となりました。現年課税分の徴収率は98.9%で、1.1ポイント増となっておりますが、滞納繰越分の徴収率が14.1%と、前年度と比較して6.2ポイント減となっております。町税徴収対策のさらなる強化を求めるものでございます。

次に、歳入全般における収入未済額の内訳は次の表のとおりです。前年度と比較した収入未済額は、町税が26万円、0.7%、分担金及び負担金が15万円、64.4%の減となりました。歳入全般の収入未済額は、前年度比78万円、2.1%の減となりました。引き続き、収納に向けた創意工夫と、併せて内容を十分に精査の上、適切な収納に努めていただきたいと思います。

次に、一般会計の歳出決算額は88億7,409万円で、前年度と比較し26億6,535万円、42.9%の増となりました。

目的別歳出の内訳は、次の表のとおりです。前年度と比較した目的別歳出の増加の特徴は、総務費が24億3,824万円、241.2%、農林水産業費が1億7,060万円、25.7%、商工費が7,653万円、85.8%の増などがございます。総務費は、主に新庁舎設計事業14億6,071万円、1,379.7%の増、基金積立金5億1,969万円、345.3%の増、特別定額給付金事業5億9,518万円、皆増の増が主な要因となっております。農林水産業費は、酪農ヘルパー住宅整備事業3,635万円、皆増や、森林環境譲与税基金積立金1,722万円、100.2%、草地畜産基盤整備事業費補助金1,691万円、6%の増が主な要因となっております。商工費は、新型コロナウイルス感染症の経済対策としてのプレミアム付商品券事業や経営継続支援事業による7,244万円、646.0%の増が大きく影響しております。

一方、前年度と比較した歳出の減少の特徴は、教育費が2億6,302万円、34.6%の減で、スポーツ施設改修事業や校舎等修繕事業3,263万円、61.2%の減や山村留学生寄宿舎整備事業2億5,344万円、皆減などの工事完了に伴う減によるものであります。

次に、性質別歳出の内訳は次の表のとおりでございます。前年度と比較した性質別歳出の特徴は、投資的経費が前年度比15億7,059万円、151.2%の増で、普通建設事業のうち新庁舎建設事業14億6,071万円、1,379.7%の増、町営住宅長寿命化修繕事業3,556万円、461.8%の増が主なものです。

義務的経費では、前年度比1億3,500万円、6.3%の増で、そのうち人件費が1億134万円、12.6%の増、公債費が5,856万円、7.4%の増となっております。

人件費の増は、これまでの臨時職員が2年度から会計年度任用職員に移行したことが主な要因となっております。公債費の増については、任意繰上償還金が2億602万円、前年度比841万円の増となっており、純繰越金等を活用した財政健全化対策の取組によるものです。

その他の経費では、補助費等が4億2,503万円、32.8%の増、積立金が5億4,106万円、311.9%の増、物件費が1億588万円、11.1%の減などとなりました。

補助費等の増は、特別定額給付金事業やプレミアム付商品券事業、新型コロナウイルス感染症対策等支援事業の皆増によるものであります。積立金の増は、公共施設等整備基金へ2億4,969万円、248.5%の増、町債減債基金2億1,999万円、ほぼ皆増の増などによるものでございます。

続きまして、特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。2年度の特別会計の決算を合算しますと、歳入総額11億9,088万円、歳出総額11億3,849万円、差引き5,238万円となっております。

特別会計の収入未済額の状況は次の表のとおりです。前年度と比較し、国民健康保険事業勘定が219万円、4.8%、農業集落排水事業が2万円、19.7%、後期高齢者医療事業が11万円、170.2%のいずれも減となりました。特別会計全体では、前年度比232万円、5.1%の減となりました。

次に、各特別会計の決算状況について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額9億550万円、歳出総額8億6,338万円で、差引残高は4,212万円です。国保税の収入済額は1億6,134万円で、調定に対し、76.9%の徴収率となりました。収入未済額は、前年度比219万円減の4,316万円となりました。本会計は、実質収支額が4,212万円の黒字となっております。近年、保険税の収入未済額が減少傾向で推移しております。職員の努力が認められるものであり、併せて医療給付の動向にも留意願います。

国民健康保険税の徴収状況は、次の表のとおりです。前年度に比べて、現年度分の収入済額が増加しました。不納欠損額が滞納分で39万円となっております。徴収率は78.7%で、前年度比1.8ポイントの増となり、滞納繰越分の収入未済額も減少しており、滞納整理の努力がうかがえます。

次に、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額2億232万円、歳出総額1億9,586万円、差引残高645万円でございます。分担金等の収入未済額は9万円で、前年度比2万円、19.7%の減少をいたしました。長期滞納者の定期的接触などにより、固定化させない努力が見えるようになってきております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算ですが、歳入総額8,305万円、歳出総額7,925万円、差引残高は380万円でございます。保険料の収入済額は4,839万円で、調定額に対し100.1%の徴収率となり、未還付金が生じました。

後期高齢者医療保険料の徴収状況は、次の表のとおりです。前年度に比べて収入済額が増え、徴収率も上がっております。

終わりに、総括を申し上げます。令和2年度決算は、全ての会計で黒字決算となりました。一般会計における財政調整基金や公共施設等整備基金などの積立基金残高は57億9,435万円で、前年度に比べて1億5,459万円、2.7%の増となっております。

また、地方債の全会計の合計残高は140億3,192万円で、前年度に比べて7億8,276万円、5.9%の増となりました。これは、一般会計での庁舎建設事業費等に係る借入れの増により、新規借入額が元利償還額を上回ったことによるものであります。

歳入では、普通税の現年課税分の徴収において、前年度の徴収率を上回りました。町税などの収入未済額は、前年度に比べ26万円減少しておりますが、今後の徴収の取組に対する創意工夫を求めるものでございます。地方税法に基づいた不能欠損処理も行っておりますが、滞納が長期にわたっているものもあり、徴収を基本としながら事案により適切な対応をお願いいたします。

2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のほか、定額給付金事業、ワクチン接種の計画、準備など前例のない業務が多かったわけですが、スピード感を持って進められ、住民の安心感へとつながっております。部署を超えた全庁的な対応、部署間の横の連携、調整が図られていることがうかがえます。

各種の事業、イベントについても中止が相次ぎましたが、実施の時期や開催方法の検討を重ね、感染症対策をしっかり行い、密にならない工夫などを考え、町民まつりなどが開催されております。外出を自粛せざるを得ない高齢者等向けにお弁当を配達しながら声かけを行ったり、体操番組を製作し、くずまきテレビで定時に放送したりするなど、人材や基盤など町の強みを生かした取組も行われております。

こうした様々な制約を受けながら、着実に成果を上げた事業がありました。一例でございますが、平成27年、県内で初めて山村留学制度を導入し、6年が経過しました。生徒数も年々増加の傾向にあり、令和2年度は過去最多の16人が入学しております。また、無料で通える町営塾と連携することで、大学へ進学する山村留学生のほか、国公立大学への進学者は小規模校として他に類のない増加の傾向にあります。生徒数の減少に悩む学校はもちろん、町の少子高齢化の歯止めの一翼を担っており、評価するものであります。

結びに、全国的にワクチン接種は進んできているものの、一日も早い終息を望むものであります。引き続き町勢発展と町民福祉のさらなる向上を実現されることを切望し、決算審査の報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高宮一明君）

これで監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております議案第 22 号から同意第 11 号までの 15 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました議案第 22 号から同意第 11 号までの 15 議案について、今会議中に審査を終え、9 月 10 日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号から同意第 11 号までの 15 議案については、9 月 10 日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第 22 号から同意第 11 号までの 15 議案の審査については 9 月 7 日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 11 時 39 分）